尼崎市 AI 議事録等作成ツール導入及び運用支援業務

仕様書

令和８年２月６日

尼崎市　総務局　行政マネジメント部　行政管理課

目次

1　本業務の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2　本業務の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3　契約方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4　本業務におけるサービス提供範囲の定義・・・・・・・・・・・・・・・3
5　サービス提供対象システム構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
6　動作環境及びハードウェア仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
7　納品物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
8　システム要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
9　音声認識・編集機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
10　表示・編集機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
11　企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
12　システム運用付随業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
13　契約不適合責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
14　法令等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

１　本業務の背景

本市では、令和 4 年度までは会議記録等を作成するために、会議等の録音データを聞きながら職員が手作業で文字に変換している場合が多く、会議内容を文字へ変換する際に、長時間の事務作業が生じていた。令和 5 年度からは AI 議事録等作成ツールを導入し、大幅な事務の効率化を図ってきた。令和 7 年度末で現行業者との契約期間が満了するが、今後もさらなる人手不足が予想される中、限られた人員の中で事務を進めるためには引き続き AI 議事録等作成ツールを用いて、事務の効率化を図る必要がある。

また、職員研修や市議会の傍聴に参加する聴覚障害者等に合理的配慮を行う必要がある。

２　本業務の目的

録音データから手作業で文字に変換していた作業を、音声データからテキストデータに変換するシステムを利用して事務の効率化を図ることにより、職員の負担を軽減し、企画や調整等の人的業務により集中できる環境を整備する。

また、音声をリアルタイムで字幕表示する機能を活用することで、職員研修や市議会の傍聴に参加する聴覚障害者等への合理的配慮を確保する。

３　契約方法

⑴　種別

公募型プロポーザル方式事業者選定による随意契約とする。

⑵　契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

なお、令和 9 年度以降も利用を予定しているため、令和 9 年度以降に月額使用料が発生する場合は、本業務と同様の月額費用で提供可能であること。ただし、令和 9 年度以降の契約を保証するものではない。

４　本業務におけるサービス提供範囲の定義

インターネット未接続の状態で動作するスタンドアローン型アプリケーションの導入・初期設定及びヘルプデスクを設置し、問い合わせ対応等の運用支援を行うこと。また、不具合発生時は、速やかに復旧対策を行うこと。なお、端末等のハード機器は、市で準備し、その仕様は「6　動作環境・ハードウェア仕様」に示す。

５　サービス提供対象システム構成

⑴　業務内容

ア　議事録等作成のため AI 音声認識による議事録作成支援システム（AmiVoice ScribeAssist）を提供すること。

（なお、システム提供にあたっては現行事業者との契約期間は令和 8 年 3 月 31 日までとなっているが、新たに導入する場合も令和 8 年 4 月 1 日時点でシステムが使用できるよう（使用不可期間が生じない）準備を行うこと。）

イ　委託者からの求めに応じて、システムの操作研修を 1 回以上行うこと。

⑵　対象

全部局

⑶　ライセンスの提供形態

インストール台数に制限がなく、端末に USB キーを接続した時にのみアプリケーションが利用できるスタンドアローンライセンス（USB キー）

⑷　ライセンス数

13 ライセンス

６　動作環境及びハードウェア仕様

提案する商品が記載するハードウェア仕様に合致しない場合は動作保証に関する書面を提出する若しくは契約締結前に本市のパソコンで動作を確認するものとし、動作に支障を確認した場合はその解決に協力すること。

また、動作に支障が生じ、支障の解決に至らない場合は契約を締結しない。なお、その場合において、参加事業者に生じた損害については、参加事業者の負担とする。

⑴　動作環境（本市職員が利用している行政事務支援端末）

ア　CPU：Intel Core i5-1235U

イ　メモリ：16GB

ウ　SSD：256GB

エ　OS：Windows 11 Pro　（日本語版 64bit 版）バージョン 24H2

※上記以外については別紙 1「行政事務支援システム公開仕様書」を確認すること

⑵　システムは、最新版に無償でバージョンアップできること。

⑶　システムは、Windows 11 に標準的にインストールされているアプリケーションや日本国内で広く認知され普及している無償で使用できるアプリケーションで動作すること。

⑷　システムは、本市のパソコンにインストールされている「AmiVoice ScribeAssist」に対応したものであること。

７　納品物

⑴　会議録作成支援システム一式 13 ライセンス

⑵　操作・運用マニュアル一式（データ可）

８　システム要件

⑴　リアルタイムでの音声認識に加え、録音した音声データを取り込んでの文字化にも対応していること。

⑵　音声認識で文字化されたテキストから順次、修正作業に着手できること。

⑶　音声の録音からテキストの編集、文字起こし内容の出力まで１つのアプリケーション内で行えること。

⑷　音声の再生やテキストの編集は、キーボード及びマウス操作だけで行えること。

⑸　オフライン（インターネット未接続）の状態で動作できること。

⑹　アプリケーションは、端末（Windows パソコン）にインストールして利用できること。

　なお、資産管理ソフト等を利用してインストール可能なバッチファイル等の提供を行うこと。

９　音声認識・編集機能

⑴　不特定話者対応で事前に話者の音声の登録・学習が不要であること。

⑵　連続音声認識であり、発話内容をテキスト化できること。

⑶　話し言葉が音声認識できること。

⑷　ユーザー辞書に登録された単語を用いて音声認識ができること。

⑸　自動的に句読点の出力ができること。

⑹　認識した音声をリアルタイムで出力できることにより、研修等で字幕を共有し、難聴者・聴覚障害者とのコミュニケーションをサポートすることができること。

⑺　音声ファイル（MP3、WMA、WAV、M4A）、動画ファイル（WMV、MP4）に対して、音声認識できること。

⑻　固有名詞等の用語登録機能、学習機能が備わっていること。

10　表示・編集機能

⑴　認識結果を発話時間、発話者、発言内容の項目に分けて表示ができること。

⑵　発話内容の昇順で表示ができること。

⑶　発言内容単位で音声を聞きながら出力された文字を修正できること。

⑷　発言内容の追記、修正及び削除ができること。

⑸　キーボードとマウスを使用して編集作業ができること。

⑹　変換結果や編集結果は、拡張子 TXT、DOCX、XLSX 形式に出力できること。

⑺　発言内容に対して絞り込み検索及び音声再生ができること。

⑻　一つの発話の編集が終了したら、自動的に次の発話の編集に入り、音声も自動再生できること。

⑼　音声の再生速度を調整できること。

⑽　認識結果は自動的に保存できること。

⑾　認識結果は一覧で表示できること。

⑿　認識結果及び編集結果のファイル名を編集できること。

⒀　認識結果及び編集結果を任意の場所にデータ保存できること。

⒁　すべての処理をPC内部（ローカル環境）で完結し、インターネット接続を必要とせずに生成AIによる自動要約を利用できること。

11　企画提案書

技術提案書の内容は、本仕様書で示した要求事項を満たす内容とすること。記述内容に不備がないように十分注意すること。

また、本仕様書で示した提案事項は、本事業の目標達成に寄与するべく、より優れた提案を求めているものであり、提案内容の性能、技術、ノウハウ等について明確に記述すること。

12　システム運用付随業務

⑴　受託者は、市からのシステムに関する問い合わせに速やかに対応できるように、ヘルプデスク等の業務を行うこと。

⑵　WindowsのOSやWebブラウザのバージョンアップに対応すること。また、現行のOSについては年に1回程度Feature Update を予定しているので、アップデート時に当システムに不具合等が生じた際はサポート支援を行うこと。

13　契約不適合責任

検収後1年間において、納入成果物に不適合があることが判明した場合は、受託者の責任及び負担において、市が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。なお、補修に係る費用は、受託者が負担する。

14　法令等の遵守

⑴　受託者は、民法（明治29年法律第89号)、刑法（明治40年法律第45号)、著作権法（昭和45年法律第48号)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

⑵　受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。